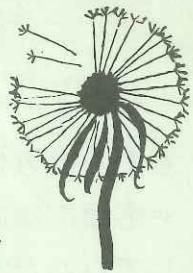


会員だより

1980
5 創刊号



◆発行 所沢市高齢者事業団

所沢市西新井町20-1 ☎ 0429(95)0095・0044

創刊にあたって

理事長 増 村 敏 雄



かねてから懸案でありました事業団の機関紙が、このたび事務局の努力によりここに発刊されることになりました。まことに御同慶の至りでございます。

今後は事業団が、会員の皆様方にお伝えし、御理解と御協力をいただきたい事柄をこの紙上でお伝えし、又、皆様からの声を掲載して会員にお伝えすることになるでしょう。

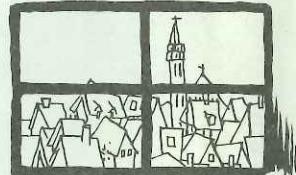
この様にして機関紙はこれから私達会員の会話の場としての役割りを果してくれるでしょう。皆様方の手でセンスある紙面に育てていただくことを、切にお願いいたしまして御挨拶といたします。

55年度 事業の取り組み

早いもので当事業団も設立してから三年目に入りました。開設以来一人でも多くの方に「働くことをとおして生きがいを一」と努力してまいりました。一応順調な成果をみることはできましたが、登録された会員全ての方に満足していただくには、まだまだというのが現状です。

今年度も次のような事項を重点施策としてとりあげました。高齢者事業団は会員の皆さんに、互に力を合せて自分たちの手で運営していくものですから、ご協力を願います。

- (1) 地域の皆さんに広く事業団を知っていただき、ご利用願うため周知活動を強化いたします。
- (2) 登録された会員の希望する仕事を、一つでも多く確保するよう、仕事の開拓に努めます。
- (3) 会員が持てる力を最大限に發揮することによって、働く機会の増大を図るため、能力開発研修を実施します。
- (4) 事業団の独自事業として最も適した仕事をあらゆる面から充分に検討して、実施可能なものについて取りあげ、事業内容の充実を図ります。



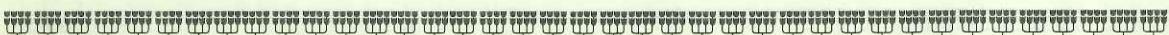
作業場ができました

設立頭初からの懸案であった作業所が、所沢市のご協力で事務局の東側に完成しました。

広さは約八坪で余り大きくはありませんが、テーブルや椅子も揃って小さな会議室といったところで、とても快適な作業場です。

これからは内職的な仕事もいただいて、大いに活用したいものです。

仕事ができる場所というだけでなく、皆さんの憩いの場所、笑い声の聞える楽しい談話室といかがでしょうか。是非一度足をのばして見に来て下さい。グループの会合などにもご利用をお待ちしております。



会員の皆さんへ！

◆定期相談日を設けました。

従来は特に、相談日を設けないで皆さんの都合の良い日に立寄っていただけで、仕事の相談をお受けしておりましたが、手不足で充分なお相手ができない場合がありましたので、これから当分の間、次の日を仕事についての定期相談日といたしますからご協力下さい。 ◎ 毎月 15日、25日

但し、この日が土曜日の場合は午前中、休日の場合は翌日となります。
勿論他の日でも相談をお受けしないわけではありません。

◆入会者を募ります。

最近会員として登録される方の伸びが鈍っております。皆さんの近くで希望される方がありましたらお誘い下さい。特に、塗装、大工、左官、植木などの技術者が手不足で困っております。

◆仕事の情報を……

相変わらず事務関係の仕事が少なくて、多くの方にご迷惑をお掛けしています。事務局ではそれなりに努力はしておりますが、なかなか思うようにいきません。皆さんの近くで発注の情報がありましたらお知らせ下さい。

「庭木の手入れ」研修会に参加して

小手指地区
栗林宗一

昨年秋事務局から「庭木の手入れ」について研修会を開催する予定で、講師は三ヶ島地区の会員太刀川武三郎さんとの話しがあり、私も是非参加したいと思っておりましたところ、幸にご指名をいただきました。

第一回は事業団の事務所で基本的な講義があり、二回目は実技で旧町の会員中島さんのお庭の手入れが、終日先生のご指導の下に行なわれました。三回目は副理事長の大河原さんのお庭を借りて、生垣の手入れを中心とした実技指導、四回目は事務所で受講、最後は安松の岡田さん宅で竹垣実習でした。棕櫚縄を使っての細い結束方法など難しい高度な技術に汗を流しました。

太刀川先生は樹型の整え方や藁を使っての霜よけなど、実に該博な知識と懇切丁寧なご指導で感謝のいたりでした。また、受講者一同の真摯な態度と柏谷専務が、ご多忙中にも拘らず毎回細かい雑務にご協力いただいたことな



ど、本当に愉快な、しかも充実した研修でした。

庭木の手入れの最も肝要なことは、手入れをする庭全体の調和とバランスの中で、個々の樹木に通風と採光を充分に考慮して、全体をより風格あるものにする等理論と実技両面のご指導に私も受講後は庭木に対する見方が、奥深くなったように思います。

できますなら本年度もこのような企画を願い、私たちの生きがいを社会奉仕に一歩でも近づけるようお願いいたします。

わたしたちの 《災害保険》 補償内容大巾に充実

会員の就労中の災害補償については、従来事業団が保険会社と契約して、災害の発生に備えてきましたが、今年度は皆さんのが一層安心して仕事に就けるよう、補償の内容が一段と充実されました。主な内容は次のとおりです。

- (1) 死亡保険金…200万円
- (2) 後遺障害……後遺障害の程度に応じて3%から100%の範囲内
- (3) 入院……1日 3,000円、180日が限度
- (4) 通院……1日 2,000円、90日が限度
- (5) 通勤途上……特約として通勤の往復途上の災害も、就労中の災害に含まれます。
- (6) 請負賠償責任保険…作業中、人や物に損害を与えた場合

対人 = 1名 3,000万円まで 対物 = 500万円まで

- (7) 保険物賠償責任保険…発注者から品物を預って作業中、その品物が損壊、紛失、盗難などで発注者に損害を与えた場合 1,000万円まで
- 災害は無いにこしたことはありませんが、いつやってくるかわからないのが災害です。

充分注意をして就労することは勿論ですが、もし、災害や事故が発生した場合は、どんなわずかなことでも、なるべく早く事務局に連絡して下さい。

なお、補償内容等詳しいことは事務局にお問い合わせ下さい。

編集後記



皆さんご協力で創刊号をお届けできる運びとなりました。本年度中に3～4回の発刊を予定しています。回を追うごとに実のある「会員だより」になるよう、皆さんで育てたいものです。ご意見等をお寄せ下さい。